

- 1 開催日時 平成 27 年 3 月 2 日（月曜日）10 時 00 分から 12 時 00 分
- 2 開催場所 三重県庁講堂棟第 132 会議室
- 3 内容

【協議事項】

(1) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の見直しについて

【報告事項】

(2) 平成 27 年度当初予算（案）（ユニバーサルデザイン関係）について

(3) 「第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2015-2018)」(案)について

(4) 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン（案）」について

(5) UD アドバイザー要綱の改正等について

(6) その他

4 概要（開会行事、事務局からの説明は省略）

(1) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の見直しについて

「けが人」の有効期間を「その他」と同様に最長 5 年（更新可）とするため、「三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱」の別表第 1 を改正することについて異議なく承認された。

妊産婦の有効期間延長については、意見を参考にして、次回の会議でも引き続き審議をしていくこととなった。

○主な委員意見等

【委員意見】

総合病院などではおもいやり駐車場が満杯になることが多いと思うので、家族の方が送ってきたときには、近くで降ろして車は遠くに止めてもらうような方法がとれればよい思います。

→（事務局回答）

ご指摘のような状況については、把握をしているが、多くの病院では駐車場が少ないという現状もあり、簡単ではない。必要により管理者の方とも話をするなどして適切な運営を図るとともに、適正利用に向けた啓発も進めます。

【委員意見】

妊娠初期は切迫流産などの危険があるので延長は有効だと考えます。また、現在の産後 6 か月では、子どもはまだ歩けないので、ベビーカーの利用なども考えると配慮の期間はより長く必要と考えます。

【委員意見】

利用証有効期間を延ばす場合は、どれくらい伸ばすことを考えて、影響はどのく

らいと考えているか

→（事務局回答）

最長では、2県で運用されている「産前は母子健康手帳取得時から産後は1年6か月」と考えられる。

現状で有効な利用証を持っている妊産婦の方は取得者全体の6%くらいだが最長の延長を想定した場合には14%程度になるような試算をしています。

【委員意見】

子育て支援の観点から延長は必要であると考えます

【委員意見】

母子手帳取得時から1年くらいは伸ばした方がよいと考えます。

【委員意見】

譲り合いができればよいが利用証を持っていると必要ない時に使ってしまうのではないかと、利用証の色を変えるとか有効期限を明確にするなどして、使う側の意識を変えてもらうことを考えてはどうでしょうか。

→（事務局回答）

現状では、該当の方には、利用証の利用者側から見える場所に、「幅の広い区画は必要ない」ことを表示しておいて、利用者の意識を高めて譲り合いをしていただくようにしています。

デザインの変更は、制度の認知が進んできているところでもあり考えにくいですが、運用上の課題ではあります。

制度導入時期の議論では、2色にすると制度が煩雑になり、駐車場管理者の協力が得られにくくなるという意見がありました。

【委員意見】

子ども同乗に限るなどの要件をつけている県があるが三重県はどう考えていますか。

→〔事務局回答〕

三重県でも、期間を延長するのであれば、子ども同乗に限るなどの要件をつける必要があると考えています。

(2) 平成27年度当初予算（案）（ユニバーサルデザイン関係）について
（意見なし）

(3) 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015-2018）」（案）について

○主な委員意見等

【委員意見】

バリアフリー観光について、情報提供はどのような形でされるのでしょうか。

→（事務局回答）

パーソナルバリアフリー基準により全県的に調査編集したバリアフリー観光ガイドを作成して、情報提供を進めます。

【委員意見】

バリアフリー観光で民間施設をバリアフリー化しようとする場合には、費用の補助などが必要ではないでしょうか。

→（事務局回答）

バリアフリー観光はスタートしたばかりでこれから検討されていくが、税金による支援は公共的な建物でないと難しいとは考えられます。

(4) 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン（案）」について

○主な委員意見等

【委員意見】

聴覚障害者にかかる対応についても記述した方がよいのではないのでしょうか。

→〔事務局回答〕

耳の不自由な人への情報提供についても記述を検討します。

【委員意見】

市町や市民活動団体等にとっても有用なのでホームページで公表するなど広めた方がよいと考えます。

→〔事務局回答〕

3月中に県庁内に周知するとともに、外向きにはホームページでの公表などを検討します。

(5) UD アドバイザー要綱の改正等について

○主な委員意見等

【委員意見】

講座の内容はどんなものでもよいのでしょうか。県はサポートをしないのでしょうか。

→（事務局回答）

講座の内容を確認する場合がありますが、UD団体自らが後継者を養成することを支援する趣旨であるので、UD団体が実施する講座などを幅広く認めていきます。また、団体の自立のため企画、運営からお願いしますが、必要な場合はサポートしていきます。

(以上)